令和８年（フ）第３８７号
大分市生石４丁目２番８号　ダイヤモンドビル405
債務者　尾崎　国彦
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１７３号
福島県田村郡三春町八島台七丁目１番地の15、住民票上の住所宮城県仙台市太白区袋原１丁目15番１号　ル・ヴェルソー袋原201
債務者　細川　美鈴（旧姓首藤）
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第５９号
石川県加賀市山代温泉ヌ55番地３　中尾アパート１号室
債務者　中村　香里
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１３５号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷水清谷2406番地１、前住所愛知県春日井市鳥居松町八丁目23番地１サンシャイン鳥居松501号
債務者　関本美根子
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第６５５号
京都府京田辺市河原北口32番地１　シャルマンコーポ新田辺118
債務者　中田　順子
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７７号
京都市西京区松室荒堀町111番地２、前住所京都市西京区川島玉頭町２番地11　メゾンドパプリカ511号室
債務者　佐々木正博
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７０３号
京都府宇治市大久保町旦椋131番地の１　府営西大久保団地１棟208号
債務者　浅田久美子
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２８号
京都府京田辺市薪小欠12番地２
債務者　野村　優人
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４２号
京都府八幡市八幡吉原27番地の29
債務者　西尾商建こと　西尾　尚宏
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０９号
京都市北区上賀茂竹ケ鼻町８番地　北波アパート202、前住所京都市上京区新町通寺之内上る大心院町42番地　ルナ新町102
債務者　石田　知也
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７３７号
広島市西区南観音町３番31―404号
債務者　中附　光香
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０９号
広島市西区己斐本町２丁目18番19―302号
債務者　安部　健子
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２４号
青森市松森３丁目17番35号　ＦＥＥＬ　ＭＡＴＳＵＭＯＲＩ　205号
債務者　浅利　　了
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７６号
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字泊山１番地86
債務者　中村　隆幸
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２００号
青森市花園１丁目18番３号　コーポ豊島105号
債務者　寺山　一男
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
青森市自由ケ丘２丁目12番地15
債務者　柳谷　俊悟
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係